平成２４年（フ）第２２４２号
横浜市中区寿町２丁目７番地14　関内ロイヤルガーデン502号室
債務者　田原　麻由
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２５１号
神奈川県綾瀬市寺尾南３丁目16番12号　ＯＡコーポラス202
債務者　長尾　幸司
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３０５号
横浜市磯子区滝頭３丁目１番33―205号
債務者　井上　恵未（旧姓高杉）
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５３８号
岡山県倉敷市児島下の町２丁目1584番地15　アピア・シー・児島101
債務者　小坂　祐三
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５３９号
岡山県倉敷市児島下の町２丁目1584番地15　アピア・シー・児島101
債務者　小坂　福子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１７号
沖縄県うるま市字具志川243番地　２Ｆ
債務者　新村　　港
1　決定年月日時　平成24年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２３１号
沖縄県沖縄市字美里1350番地２　諸見里アパート302号室
債務者　首里　良明
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１０７５号
東京都福生市大字熊川976番地グリーンハイム201号室
債務者　庄司　　司
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０７６号
東京都福生市大字熊川976番地グリーンハイム201号室
債務者　久保田のり子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７２号
熊本県八代市郡築一番町54番地９
債務者　西　　典子（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成24年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午前11時　熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第２３５号
北海道帯広市西８条北２丁目３番地４　ヴィラ８―２・401号室
債務者　横井　　悟
1　決定年月日時　平成24年11月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２３６号
北海道帯広市西８条北２丁目３番地４　ヴィラ８―２・401号室
債務者　横井　友美
1　決定年月日時　平成24年11月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１９６３号
神奈川県綾瀬市小園620番地５
債務者　伊藤美樹雄
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２４号
岡山市中区山崎146番地３
債務者　檜垣　隆信
1　決定年月日時　平成24年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４８１号
岡山市北区富町２丁目15番21号　河田病院内、住民票上の住所岡山県倉敷市新田2904番地４
債務者　奥野　一人
1　決定年月日時　平成24年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７１号
長野県佐久市安原343番地
債務者　箕輪　伸之
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後１時30分　長野地方裁判所佐久支部